摂津市指令生業第１４号

【注意】
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住　所　高槻市上田辺町19番8号
氏　名　都市クリエイト株式会社
　　代表取締役　前田　晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により一般廃棄物収集運搬業を次のとおり許可する。

令和７年３月２４日

摂津市長　嶋　野　　浩　一　朗

１	取扱廃棄物の種別	特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器廃棄物（一般廃棄物）
２	事業の範囲	指定引取場所での荷降ろしに限定する
３	許可期限	令和７年　４月　１日から 令和９年　３月３１日まで